

オオタカの国内希少野生動植物種（種の保存法）からの 指定解除の検討に関するパブリックコメントの結果概要

オオタカの国内希少野生動植物種（種の保存法）からの指定解除の検討について、広く国民からの意見を募集するため、平成 25 年 6 月 3 日（月）から平成 25 年 7 月 2 日（火）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 75、のべ意見数は 87 であった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	4 8	1	2	5 1
団 体	2 1	3	0	2 4
計	6 9	4	2	7 5

2. 意見概要とのべ意見数

指定解除に賛成：5 件

指定解除に反対または

指定解除に向けた条件（追加すべき情報、法整備等）の提案：6 5 件

その他意見・質問等：5 件

提出された反対意見または指定解除に向けた条件の提案の多くは、以下に大別された。

- ① 指定解除の検討にあたっての個体数等の情報に関する意見。
- ② 指定解除の検討にあたっての生息地や生息環境の保全に関する意見。
- ③ 指定解除の検討にあたっての密猟や違法飼育、違法取引等への対策に関する意見。

3. 今後の検討方針、作業スケジュール（案）

大別された①～③の意見は、「希少野生動植物種保存基本方針」において「希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項」として示されたア～エの当該種の存続に支障を来す事情のにそれぞれ対応する内容でもあることから、今後の検討を進めるにあたっては、それぞれの事情についての現状等の情報収集を行うとともに、収集した情報をもとに再度パブリックコメントによる意見募集を行う等、十分な合意形成を図ることとする。

①平成 25 年 5 月 15 日

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、国内希少野生動植物種からの指定解除の検討を進める方針についてご検討いただく。

②6 月 3 日～7 月 2 日

パブリックコメントを実施し、検討を進めるにあたってのご意見を募集。

③7 月 17 日

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、パブリックコメントの結果概要を報告。

④必要な情報の収集。

⑤中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において報告。

⑥再度パブリックコメントを実施し、検討を進めるにあたってのご意見を募集。

⑦中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において報告。

...

シンポジウム開催などによる意見交換、合意形成。

...

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮問し、ご審議いただく。

指定解除への賛成意見(5件)	
(主な意見) ・鷹狩りのための捕獲・取引等が可能になると思われる。 ・一つの種を過度に保護しすぎると生態系のバランスを崩す可能性がある。 ・関東だけで相当数の生息が確認されたとのことで、絶滅のおそれはないと考えられ、指定解除は当然。	
個体数等の情報に関する意見(54件)	
指定解除の検討ための情報が不十分(49件)	
全国的な生息状況(地域差)等の把握の必要性に関する意見(20件)	
(主な意見) ・全国的な生息状況を把握してから指定種解除の議論を行うべき。 ・オオタカの生息数の動向は、地域により大きな差があるのではないか。 ・オオタカの「渡り」(広域移動)について、解明されているか。 ・地域によっては個体数が減少しているが、その要因が明らかにされていない上、全国的な生息状況の把握も十分ではない。 ・広域の平均的な個体数だけでなく、各地域での個体数の維持管理が必要。	
個体数の増加理由の検証の必要性に関する意見(8件)	
(主な意見) ・オオタカ生息個体数の増加理由と、指定解除後もそれが維持されるという判断根拠を、可能な限り定量的に示してほしい。 ・詳細の実態調査を行い、増加の要因と今後の保障を科学的合理的に説明し、誰もが納得できるようにしてから、指定解除すべきである。 ・増加の原因の調査が必要であり、調査の精度を上げ、他の機関でも調査して結果を対比した上で再検討する必要がある。 ・個体数が増加要因を解析する必要があると考える。また、その際には地域ごとの特性についても考慮すべき。	
将来予測の必要性に関する意見(8件)	
(主な意見) ・指定解除することによる将来予測を行うべき。 ・今後の動向について予測し、今後オオタカが著しく数を減らすことがない事を示すべき。 ・現在までの個体数の推移、今後の個体数予測を明記が必要。 ・全国的な生息状況と今後の動向について改めて予測・評価し、絶滅危惧種に逆戻りする可能性が低いことを示すべき。 ・指定解除後の生息地破壊や密猟等により再びランクアップする可能性が低いことを示すべき。	
指定解除に向けて示された情報に関する意見(13件)	
(主な意見) ・公的機関による全国調査の結果に基づいて検討されるべき。公的機関が主導して、保護に関わっている人たちの不安を払拭して実施すべき。 ・最近の生息数調査が生息環境モデルにおいてのデータのみであり、実際の生息数があいまい。 ・根拠となるオオタカが急激に増えた理由とその検証方法が信頼に足ると思えない。 ・提示された文献には、過大推定の可能性が示唆されているため、今回の指定解除の根拠にはならない ・現在の個体数が種の保存法から指定除外するほどの大きな個体数とは考えにくい。 ・生息数の増減を理由に指定解除する事に反対。	
モニタリングの体制整備、実施、情報公開必要性に関する意見(5件)	
(主な意見) ・生息数予測には不確実性が伴うことから、指定解除後も最低限定期的なモニタリングと公表が必要。 ・指定解除の前に、これまでの情報を集約し今後のモニタリング体制を構築すべき。 ・生息状況モニタリングの実施体制、方法、およびモニタリング情報の公開については予め定める。	

生息地や生息環境の保全に関する意見(41件)	
開発へ配慮低下の懸念、生態系上位種として保護が継続される必要性に関する意見(26件)	
(主な意見)	・指定解除となれば、開発に当たってオオタカの生息についての配慮が減り、安易な開発を助長することが懸念される。 ・指定解除を検討するのであれば、局地的生態系の質の劣化を防止する別の方法を併せて考えるべき。 ・オオタカに関わる開発計画の件数や保全措置内容を分析し、指定解除が生息地保全に対してどのように影響を与えるか、検討するべき。 ・多くの都道府県のレッドリストではオオタカは絶滅危惧種とされており、生態系の多様性の保全という面からもオオタカ保護の重要性は変わらない。 ・指定が解除され、希少性での評価種として取り上げられることがなくなることでの負の影響が懸念される。
	・新たに環境影響評価の技術指針を再編し、オオタカの位置づけのしなおすことが先決。 ・国内希少種の解除にあたっては、環境アセスメントの実施において、オオタカが地域環境の保全に果たしてきた役割を評価し、オオタカが生息している場合には注目種として指定されることと、注目種そのものの保全義務をより明確にし、地域環境保全のアンブレラ種として機能することが確保されるべき。 ・指定解除にあたっては、環境影響評価制度の中における生態系上位種の位置づけとその保全義務、具体的な配慮事項について、明確化する必要がある。 ・指定の解除の際には「猛禽類保護進め方」を環境影響評価の制度の中で位置づけを明確にすると共に、生態系の指標としての猛禽類の扱いを明確にすべきである。 ・引き続き「猛禽類保護の進め方」に基づいてオオタカの保護を図る必要性があることを社会に強く周知することが必要である。
生息地の減少や生息環境が悪化している。不安定である。(12件)	
(主な意見)	・オオタカの主な営巣地は防風林や屋敷林など人為的な影響を受け易い環境であるため、簡単に消失する可能性がある安定した生息地とは言えない。 ・開発等によりオオタカの生息地が十分に保全されておらず、生息条件は改善されていない。 ・化学物質(農薬等)や放射性物質により影響が懸念される。
その他(3件)	
(主な意見)	・オオタカの「種」だけを保存するのではなく、それらの「生息地となる環境」を保全していくことが重要である。 ・相対的にカラスをはじめとして、主要な餌生物であるムクドリ、ヒヨドリ、キジバトが増加し、今後の農作物の被害等の拡大が懸念される。 ・個体数による判断に専ら基づく指定解除は危険である。生息地の状況に関する評価をも加味するべきである。

密猟や違法飼育、違法取引等への対策に関する意見(34件)	
違法捕獲、違法取引等への懸念等に関する意見(31件)	
違法捕獲等に関する意見(18件)	
(主な意見)	・いまだに密猟や違法飼育等の事例が数多く見られる。 ・指定解除により過剰捕獲がおそれられる。 ・指定解除に先立って、個体(生死は問わない)・器官・加工品を陳列・販売の禁止を継続する新たな制度が必要。 ・指定解除に当たっては、密猟防止に特に留意するとともに、猛禽類の輸入を含めた流通及び飼育並びに鷹狩等の利用等の全般に関し、管理を強化が必要。 ・指定解除にあたっては、同時に鳥獣保護法の改正が必要。鳥獣保護法では密猟の抑止効果、剥製の譲渡、輸入についての規制が不十分。
鷹狩に関する意見(13件)	
(主な意見)	・指定解除をすれば今以上に不特定多数の者が鷹を売買し、鷹狩りや鷹カフェなども急増するはず。鷹狩りを取り締まる事に力を入れて欲しい。 ・一部の鷹匠やフリーダーによる密猟の噂は絶えることがなく、法の規制を逃れるために人工的な交雑個体を生み出したりされており、規制が必要。 ・鷹狩のための調教は過酷なもので、動物福祉の観点からも容認できるものではない。

その他(3件)	(主な意見) ・違法捕獲等の現状や、輸入個体の飼育状況などを分析し、指定解除後の個体保護状況の変化の有無を検証すべき。 ・都市近郊の平地林に生息するオオタカにとっての一番の脅威は、開発ではなく、倫理を無視したカメラマン。 ・単に生息数の増減だけで指定種解除の議論を進めず、オオタカを取り巻く特殊な社会状況を踏まえた議論を行うべき。
上記以外の意見・質問等(51件)	
国内希少種の指定、解除、再指定の基準及び手順に関する意見(23件)	(主な意見) ・種の保存法の指定基準、解除基準を明示すべき。 ・希少種の選定や解除を推進するため仕組みや体制について検討すべき。 ・万一、再び絶滅のおそれが危惧される生息状況になった場合における再指定の進め方について明らかにしておくべき。 ・レッドリストのランク外になった時点で解除について検討すべき。 ・種の保存法上、準絶滅危惧種を指定してはならないとの定めはなく、種の保存法の指定対象を狭める運用は改めるべき。 ・指定と解除の判断期間は、生物の調査結果に伴う不確実性を考慮すると、解除を長期とすべき
レッドリストでの評価に関する意見(4件)	(主な意見) ・レッドリストのランク検討は、国内希少種として指定されている状況下での現況による評価である。国内希少種が解除されると、法的な保護措置が大きく変わるので、その影響について分析・評価を行う必要がある。 ・環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧種(絶滅危惧IA類、IB類、II類)に選定されなかったことの理由が不明瞭である。 ・レッドリストや検討会委員に選ばれた一部の専門家の意見だけで結論を出さず、他の学識者の意見を元に再検討できるしくみをつくるべき。
他の種の選定に関する意見(3件)	(主な意見) ・開発問題で生息地が危機に直面しているチュウヒやサシバなどの希少な猛禽類の指定がとくに急がれる。 ・オオタカと同様の環境に生息する他の絶滅危惧種の追加指定を合わせて検討すべき。
その他の意見・質問等(21件)	(主な意見) ・オオタカ指定解除の検討は、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の策定」および「種の保存法の抜本的見直し」を経た後に行なうべき。 ・オオタカのみを近視眼的に考えるのではなく、生態系全体のなかで考えることが重要。 ・過去の環境問題だけでなく、現在問題となっている環境問題との関係性を常に考えながら多面的な視点をもって論じられるべき。 ・まずはオオタカを取り巻く数々の問題を整理すべき。 ・必要に応じて、都道府県条例の指定による指定を促進すべき。 ・パブリックコメントの期間、周知が不足している。 ・生態系の頂点という最も保護されるべき種は、保護しすぎるということはないのではないか。 ・オオタカを保全していくための中長期的なマスタープランの策定が必要。 ・指定解除はどういう団体から出されたのか明らかにすること。 ・環境省レッドリストの準絶滅危惧種は、絶滅危惧種ではなく、普通種に含まれるという判断でよいのか？ ・指定が解除された場合、事業に伴う環境影響評価などで、オオタカは「希少」な生物ではなく、「普通種」として扱ってよいのか？ ・指定解除の場合、「猛禽類保護の進め方」が示す2営巣期調査をせず、これまでの知見、専門家意見などから保全の必要性、保全策を検討してよいのか？ ・自然環境の保全を目的する省が、なぜ、指定解除を検討し保全レベルを下げようとしているのか疑問。 ・意見を一方的に聞くだけでなく、保護団体などとの意見交換の場を設定してほしい。